

特定非営利活動法人フードバンク信州

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンク信州（以下「法人」という。）定款第19条の規定に基づき、法人の役員が法人の役務に従事した場合の報酬及び費用弁償の基本的事項について定めることを目的とする。

(役員)

第2条 この規程の適用の対象となる役員は、定款第13条による。

(役務)

第3条 この規程の対象となる法人の役務とは、定款に定める役員の職務、又は理事会が特に必要と認める業務に参加することをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、原則として報酬及び費用弁償の対象としない。

- (1) 法人の正会員として総会に参加する場合
- (2) その他あらかじめ費用弁償の対象としない旨、告知された事業に参加する場合。

(報酬)

第4条 法人は、役員報酬を支給できる。なお、理事長及び副理事長の役職に関する役務への報酬も、同様とする。弁償を受けることができる費用は、次条に定める。

(範囲)

第5条 この規程によって弁償を受けることができる費用は、予算の範囲内において、法人の役務に従事するために要する交通費（以下「交通費」という。）の実費に限る。

(交通費)

第6条 役員交通費の支給は、別に定める旅費規程において定めるところによる。

(費用の請求)

第7条 費用の弁償を受けようとする者は、別に定める用紙を事務局に提出し請求する。

(委任)

第8条 この規程に定める外、必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改正)

第9条 この規程を改正するときは、総会の議決を得なければならない。

附則

この規程は、平成31年1月15日から施行する。